

積立式定期預金規定 (新旧対照表)

現行	改定案
2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。	2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行（りそな銀行・埼玉りそな銀行・みなし銀行を除きます。以下同じ。）を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。 (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。
(2022年8月1日現在)	(2026年4月1日現在)